

ペット同行避難マニュアル



令和7年4月

(令和7年8月改訂)

不 岸和田市

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

ペットの飼い主向け 避難所施設管理者・運営者向け

1 避難所での基本的なペット対応の考え方・・・・・・・・・・ P 3

- ① 受け入れ可能なペット
- ② ペットの受け入れ条件
- ③ ペットの受け入れスペース
- ④ ペットの受け入れ可能な避難所

ペットの飼い主向け

2 ペットの飼い主としての心構え・・・・・・・・・・・・・・ P 8

(1) 平常時に備えておくこと

- ① 住まいや飼育場所の防災対策
- ② ペットのしつけと健康管理
- ③ ペットの所有者明示
- ④ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ⑤ 同行避難が可能な避難所等の情報収集
- ⑥ 家庭や地域住民との連携
- ⑦ ペットの一時預け先の確保

(2) 災害が発生したときの対応・・・・・・・・・・・・・・ P 14

- ① 飼い主の安全確保・状況確認
- ② 避難先・避難方法の判断
- ③ ペットとの同行避難
- ④ 避難中のペットの飼育環境の確保
- ⑤ ペットの飼育ルールの遵守
- ⑥ 飼い主の会（仮称）の立ち上げ・運営
- ⑦ ペットの一時飼育スペースの閉鎖

資料 避難所におけるペットの飼育ルール（例）・・・・・・・・ P 18

資料 同行避難ペット管理簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

資料 同行避難ペット登録票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

はじめに

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になりつつあります。

東日本大震災などの大規模災害では、住民は緊急避難を余儀なくされ、自宅に残されて飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった事例が多数発生しました。

被災動物の野生化による危害防止の面や、動物愛護の観点、飼い主である被災者の心のケアの観点等からも災害時にペットと同行避難することは重要であると考えられています。

災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に適切な対応ができるように、日頃から、ペットのしつけや避難生活で必要になる物資の準備を行うなど災害の発生に備えておくことが大切です。

また、避難所においては、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方など、多様な避難者が共同生活を送るため、避難所におけるペットの受入れや飼育については、周りの方への配慮が必要となります。

災害時に人とペットが安心して避難生活できるように日頃から準備しておきましょう。



ペット同行避難マニュアル

本マニュアルは、災害時におけるペットの同行避難について、あらゆる方々に理解していただき、避難の方法や避難所におけるペットの受け入れ及び飼育管理など最適な保護対策が行えることを目的としています。

また、ペットのしつけや備蓄品など、平時から備えておくべきことや、災害時に取るべき行動、避難所でのペットを飼っていない方への配慮などについて示すとともに、災害時の避難所において、飼い主同士が協力して適切にペットを飼育管理するなどの基本的な考え方をまとめています。



●ペット

本マニュアルに定めるペットは、家庭で飼育されている犬や猫、げっ歯類、鳥類など比較的小型動物を指します。

人に危害を加える恐れのある大型動物や危険動物は、受け入れることはできません。

●同行避難

同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットと一緒に安全な場所まで避難する行動（行為）のことを指します。

避難所において、人とペットが同じ空間で居住できることを意味するものではありません。

●同伴避難

同伴避難とは、飼い主とペットが同じ場所で避難生活を送ることを指します。

原則として同室で過ごせるわけではなく、人の居住スペースとペットの飼育スペースは異なります。

●同室避難

同室避難とは、避難所施設内の指定された部屋で、飼い主とペットが同じ居住スペースで避難生活を送ることを指します。

●避難所

災害時に自宅での生活が困難となった方が生活を送る場所で、各市民センター、各公民館、各小中学校など市内 64 か所を指定しています。

避難所でのペットの対応は、ペット受け入れ可・不可・受け入れるが部屋は分けるなど、避難所ごとに異なります。

自宅が安全である場合には、「在宅避難」をしていただくことが基本となります。

1.避難所での基本的なペット対応の考え方

1 受け入れ可能なペット

避難所で受け入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている犬や猫、げっ歯類、鳥類など比較的小型（うさぎ、小鳥、ハムスターなど）で、ケージで管理できる動物となります。



受け入れできない動物

- 環境省が定める特定動物（危険な動物）、爬虫類・魚類などのヒーターやエアーポンプなど付帯設備を必要とする動物
- ペットショップなどで販売、保管されている犬猫など
- 上記受け入れ可能なペットでも、人に対して危害を加える可能性がある、保管に特別な設備が必要であるなど、避難所運営者が受け入れ困難と判断した動物

※上記の動物は、飼い主が平時から受入れ先を定めておくことが重要です。



身体障害者の補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬の取扱い

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、避難所での同伴が認められています。

なお、避難者居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途専用スペースを設けるなど一定の配慮が必要となります。



2 ペットの受け入れ条件

避難所でのペットの受け入れ条件は次のとおりです。条件を満たしていない場合は受け入れをお断りする場合があります。

- 飼い主がケージやキャリーバッグを用意していること
大型犬の場合は、避難所の屋外にリードで繋ぎ留めることもあります



- 飼い主が、餌や水、トイレ用品などを用意しており、餌やりや糞尿の始末を行えること



- 基本的なしつけ（無駄吠えしない、飼い主の指示に従うなど）ができて

- 犬については、畜犬登録と1年以内の狂犬病注射を済ませた上で、鑑札と注射済票が装着又は携行されていること
（予防接種を受けていない場合は、伝染病蔓延の可能性があるので、避難所での受入はできません）



- 他の避難者からのペットに関する苦情など、トラブルが生じた場合は、原則として飼い主自身が対応すること

- その他の事項について、避難所運営本部の決定・指示に従うこと



3 ペットの受け入れスペース

避難所には、動物が苦手な方やアレルギーを持った方もいるため、原則として人の居住スペースとペットの飼育スペースは分けることになります。

ペットの避難場所については、ペットが雨などに濡れないよう、受入スペースの確保に努めますが、避難所によっては、建物の収容スペースなどの問題からペットの飼育環境に差が生じる場合があります。



4 ペットの受け入れ可能な避難所

飼い主とペットと一緒に避難できる避難所は次のとおりです。
 (避難所は一斉に開設されるわけではありません。また、施設の状況等によっては開設できないことがありますので、開設状況の確認をお願いします。)

● ペット同伴避難が可能な指定避難所一覧



(令和7年8月現在)

避難所名	所在地	校区名	ペット受入スペース（飼育場所）	
			屋内	屋外
中央小学校(注1)	堺町1番10号	中央校区	—	中庭（テント設置可）
市立公民館・中央地区公民館	堺町1番1号	中央・城内校区	—	1階ピロティ駐車場
二の丸広場観光交流センター	岸城町7番22号	城内校区	—	屋外テラス
城内小学校	南上町2丁目3番1号	城内校区	1階職員室横階段前	1階吹き抜け部
朝陽小学校	上野町西1番28号	朝陽校区	体育館前スペース（ケージに入っている小動物）	体育館入口・鉄棒付近
野村中学校(注1)	下野町2丁目13番18号	朝陽校区	施設管理者と相談のうえ決定	
光陽地区公民館(注1)	並松町15番10号	朝陽校区	—	光陽地区公民館裏、バックヤードスペース
福祉総合センター	野田町1丁目5番5号	中央・東光校区	—	非常階段下
岸城中学校	野田町2丁目19番19号	東光校区	空き教室	運動場
中央体育館	作才町1丁目7番15号	東光校区	—	体育館前駐車場または状況に応じて判断
光陽中学校	藤井町3丁目6番6号	東光校区	剣道場	柔道場近くのスペース
産業高等学校	別所町3丁目33番1号	東光校区	—	正門を入れて右側の駐輪場
和泉高等学校(注1)	土生町1丁目2番1号	旭・東光校区	施設管理者と相談のうえ決定	
旭小学校	土生町7丁目5番15号	旭校区	おおぞらのある棟の1階階段前スペース	外階段前スペース（屋根あり）
太田小学校	畑町3丁目12番1号	太田・旭校区	—	ピロティ
天神山小学校	天神山町1丁目1番1号	天神山校区	—	玄関ピロティ
修斉小学校	土生滝町521番地	修斉校区	—	体育館横校舎1階入口付近、渡り廊下（屋根あり）

避難所名	所在地	校区名	ペット受入スペース（飼育場所）	
			屋内	屋外
有真香会館・葛城地区公民館	土生滝町689番地の1	修斉校区	—	駐輪場（屋根あり）
葛城中学校	土生町213番地の1	修斉校区	—	ピロティ（屋根あり）
東葛城小学校（注1）	河合町1833番地の4	東葛城校区	1階階段下	—
葛城上地区公民館	塔原町615番地の1	東葛城地区	—	1階屋外トイレ
春木小学校（注1）	春木宮川町11番13号	春木校区	—	多目的室横屋外スペース
城北地区公民館	吉井町1丁目21番1号	城北校区	集会室の風除室	—
城北小学校（注1）	荒木町2丁目1番1号	城北校区	—	運動場
大芝地区公民館	磯上町1丁目14番41号	大芝校区	—	駐輪場等
文化会館（マドカホール）	荒木町1丁目17番1号	新条・大宮校区	—	2階喫茶マドカ前軒下
新条地区公民館	荒木町2丁目22番8号	新条校区	—	玄関前にある雨除けの下
新条小学校（注1）	荒木町2丁目4番33号	新条校区	—	体育館横外階段の下
八木市民センター	池尻町339番地の2	八木南校区	1階集会室横の更衣室	—
八木南小学校	小松里町768番地の1	八木南校区	—	体育館横
八木北小学校	下池田町3丁目6番4号	八木北校区	廊下	体育館外の屋根のある場所
箕土路青少年会館	箕土路町2丁目6番15号	八木北校区	—	集会室外（マンション側）屋根下
八木小学校	大町3丁目22番1号	八木校区	—	体育館周辺の廊下等
久米田青少年会館	岡山町450番地の1	山直北校区	講座室3	—
山直北小学校	田治米町460番地	山直北校区	職員室前廊下	—
山直市民センター	三田町715番地の1	山直北・城東・山直南校区	—	駐車場の屋根付き三方壁で覆われた場所（ケージに入ったペットのみ）
城東小学校	三田町146番地	城東校区	—	元うさぎ小屋

避難所名	所在地	校区名	ペット受入スペース（飼育場所）	
			屋内	屋外
山直南小学校 (注1)	稲葉町20番地	山直南校区	廊下等避難者に影響のない場所	—
大宮地区公民館	加守町4丁目6番18号	大宮校区	—	屋外テラス付近（屋根あり）
大宮小学校	宮前町7番1号	大宮校区	—	体育館横駐輪場の軒下
総合体育館	西之内町45番1号	大宮校区	—	1階屋外喫煙所（階段下）
桜台市民センター(注1)	下松町4丁目17番1号	常盤校区	—	屋外駐車場の軒下付近
桜台中学校	下松町1225番地	常盤・光明校区	—	美術室・体育館付近の軒下
光明小学校(注1)	尾生町564番地	光明校区	—	玄関ピロティ・体育館前（屋根あり）
山滝小学校	内畑町1041番地	山滝校区	—	体育館横スペース
山滝中学校	内畑町166番地の3	山滝校区	体育館下スペース	グラウンド

(注1)施設管理者が施設や避難者の状況に応じて、ペット同伴避難が可能であるかを判断して対応することになります。

●ペット同室避難が可能な指定避難所一覧



(令和7年8月現在)

避難所名	所在地	校区名	ペット受入スペース（飼育場所）	
			屋内	屋外
北中学校(注2)	春木旭町33番1号	城北校区	施設管理者と相談のうえ決定	—
大芝小学校	磯上町2丁目4番1号	大芝校区	多目的室1	運動場
春木中学校	松風町10番65号	大芝校区	金工室、木工室	体育館付近の屋根のあるスペース
久米田中学校 (注2)	池尻町705番地	八木南校区	施設管理者と相談のうえ決定	駐輪場
山直中学校	三田町1030番地	山直北校区	別棟の柔剣道場	—
山滝地区公民館 (注2)	稲葉町134番地の15	山直南校区	避難者の合意のもと、2階会議室	玄関前

(注2)施設管理者が施設や避難者の状況に応じて、ペット同室避難が可能であるかを判断して対応することになります。

2. ペットの飼い主としての心構え

1 平常時に備えておくこと

① 住まいや飼育場所の防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが必要となります。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主が身の安全のために備えておくことが、ペットの安全にもつながります。

住まいの防災対策

- ☐ 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ☐ 屋外飼育の場合は、飼育場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ☐ ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保



② ペットのしつけと健康管理

災害発生時には、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。避難所生活に適用できるように、日頃から必要なしつけと健康管理に努めましょう。そうすることで、周りの人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながります。

災害に備えたしつけと健康管理例



犬の場合

- ☐ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う
- ☐ ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- ☐ 不必要に吠えないようにしつける
- ☐ 人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならないように慣らしておく
- ☐ 決められた場所で排泄ができるようにする



- ☐ 狂犬病予防接種（義務）に加え各種ワクチンを接種する
- ☐ 犬フィラリアやノミ・ダニなどの寄生虫を予防・駆除を行う
- ☐ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ
- ☐ 必要に応じて不妊去勢措置を行う



猫の場合

- ☐ ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- ☐ 人や他の動物を怖がらないように慣らしておく
- ☐ 決められた場所で排泄ができるようにする
- ☐ 各種ワクチン接種を行う
- ☐ 寄生虫を駆除する
- ☐ 必要に応じて不妊去勢措置を行う
- ☐ できる限り室内で飼養する
(放し飼いだと災害時に行方不明になることが多い)



③ ペットの所有者明示

災害発生時には、飼い主とペットが離ればなれになることがあります。迷子になったペットを探す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。大切なペットが飼い主の元に戻れるように、飼い主の明示を徹底しましょう。

行方不明にならないための対策例



犬の場合

- ☐ 首輪と迷子札（飼い主の氏名・連絡先等を記載すること）
- ☐ 鑑札、狂犬病予防注射済票（飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着、年1回狂犬病予防注射をしたことの証明となる注射済票の装着が義務づけられている）



- マイクロチップ（装着した際は必ず、（公社）日本獣医師会などに飼い主情報や動物情報の登録を行うこと）



猫の場合



- 首輪と迷子札（猫の首輪はひっかかりを防止するため、力が加われば外れるタイプがよいとされているが、これを利用する場合はマイクロチップの装着を強く推奨する）
- マイクロチップ（装着した際は必ず、（公社）日本獣医師会などに飼い主情報や動物情報の登録を行うこと）



その他（小動物）の場合

- 動物の種類によって、足環、耳環、マイクロチップ など

④ ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難所には、ペットフードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。避難所等に支援物資が届くまでには相当の日数を要することから、リードやキャリーバッグなどペットと安全に避難するための物品とともに、少なくとも5日分（できれば7日以上）の食料や物資を入れた「ペット用非常持出袋」を普段から準備しておきましょう。

また、備蓄品には優先順位をつけ、優先度の高いものは避難時にすぐ持ち出せるように、飼い主の避難用品とともに保管しておきましょう。

なお、重い物や大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後で安全を確認してから持ち出せるように、保管場所を工夫しておきましょう。

ペットを避難させるために必要な避難用品の例



犬の場合

- 首輪とリード（逸走対策として小型犬などはリードを付けた上でキャリーバッグに入れる）
- クレートやケージ（扉のついたもの）



- 犬用靴下やバンテージ（大型犬を徒歩で避難させる場合、がれきなどによる怪我を防止する）



猫の場合

- キャリーバッグやケージ（経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーバッグが分解したり、扉が開いたりしないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）



ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例



【優先順位1】動物の健康や命にかかわるもの

- 療法食、薬
- ペットフード、水
（少なくとも5日分、できれば7日以上）
- キャリーバッグやケージ（前面に名札を貼る）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部）
- 食器（ごはん・水などが入るもの）



【優先順位2】飼い主やペットの情報

- 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ペットの写真（印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

※本市が作成した「ペット防災手帳」でペットに関する情報を事前にまとめておくと便利です。



【優先順位3】ペット用品

- ☐ タオル、ブラシ
- ☐ ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ☐ ビニール袋（排泄物の処理など多用途に利用可能）
- ☐ お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- ☐ 洗濯ネットなど（猫の場合、屋外診療や保護の際に有用）
- ☐ ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など多用途に使用可能）



⑤ 同行避難が可能な避難所等の情報収集

- 災害時に備え、あらかじめ「岸和田市総合防災マップ」で住んでいる地域の被害想定を把握しておきましょう。
- 市のホームページでペットの同行避難が可能な避難所を確認し、その避難所にペットを連れていくまでの所要時間やルート上の危険な場所、想定していたルートが通れなかった場合に備え、複数のルートを確認しておくことが、安全な避難につながります。



岸和田市総合防災マップ



大阪防災アプリ

※「岸和田市総合防災マップ」は、市役所2階危機管理課、各市民センターなどで配布しています。岸和田市ホームページからもダウンロードできます。

⑥ 家族や地域住民との連携

- 地域での災害対策の会合や地域の防災活動などに積極的に参加し、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民との間で話し合っておきましょう。
- 普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、家族や飼い主同士、近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。飼い主が不在時のペットの世話や避難を協力し合える関係を作っておきましょう。

家族や地域での話し合い

- ☐ 連絡方法や集合場所
- ☐ ペットの避難方法や役割分担
- ☐ 留守中の対処方法と協力体制
(ペットだけが自宅にいた場合にどうするか)
- ☐ 緊急時のペットの預け先の確保
- ☐ 物資の持ちよりや共同飼養などの申し合わせ



⑦ ペットの一時預け先の確保

- 避難所へのペット同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめ複数の一時預け先を確保しておくことが大切です。
- 大型動物や危険動物など、専用の飼育設備が必要な動物については、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難であるため、必ず事前に確保しておきましょう。

ペットの一時預け先

- ☐ ペットが慣れている親戚、友人宅
- ☐ 動物病院
- ☐ 民間団体の施設（ペットホテルなど）



※後日トラブルが生じないように、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。

2 災害が発生したときの対応

① 飼い主の安全確保・状況確認

- 災害時には、飼い主自身が安全を確保し、自身の安全が確保できてからペットの安全を確保しましょう。
- 突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動を起こすことがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逃走やケガなどに注意しましょう。その際、リードを付ける、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮しましょう。
- 災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を取得してください。

② 避難先・避難方法の判断

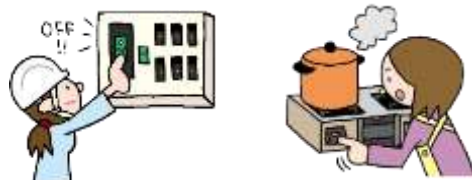
- 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。
- 自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全を確保できる範囲において、ペットを連れて緊急避難場所など安全な場所へ避難します。
- 避難所等のほか、車の中での飼育、親戚・友人宅、動物病院やペットホテルなどの一時預け先へ避難する選択肢もあります。
ただし、車の中での飼育の場合は、温度や湿度が高くなるように注意して、熱中症などを防ぎましょう。

③ ペットとの同行避難

- 飼い主の避難用品とペット専用の非常持出袋を携行し、事前に計画している経路を使用して、安全を確認しながらペットと一緒に避難所などに避難します。



- 避難する場合は、通電火災を防止するために電気ブレーカーを落とす、ガスの復旧を阻害しないようにガスの元栓を閉める、必要な施錠を行うなどの処置を行ってから避難することが大切です。
- 災害時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難情報などを考えて、飼い主がペットを避難させることが可能かどうかを判断してください。



同行避難する際の準備例



犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着又は携行しているかを確認する
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れる



猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる
- キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定します



その他（小動物）の場合

- 上記犬・猫に準じて、動物の特性を踏まえて避難の用意する



④ 避難中のペットの飼養環境の確保

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢があります。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択しましょう。



避難所での飼養



避難所で飼育する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となります。

自宅での飼養（在宅避難）



飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から世話をするために自宅に通う方法もあります。ただし、二次被害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難をします。

車の中での飼養（車中泊）



一時的な避難の場合は、車中泊も選択肢として考えられます。車中泊の場合、飼い主がエコノミークラス症候群や熱中症を発症する恐れがあるので、適度な運動や手足を伸ばして睡眠できる環境の確保、遮光や換気など、それぞれの対策が必要となります。

ペットも熱中症になるため、ペットだけ車内に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させましょう。

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。

一時預け先（民間施設や親戚、友人宅）での飼育



民間団体の施設や被災していない地域に住む親戚や友人などにペットを預けることを検討しましょう。日頃から複数の預け先を探しておくことが望ましいです。

大型動物や危険動物など、専用の飼育施設が必要な動物については、避難所での受け入れが困難であるため、そのようなペットを飼っている飼い主は特に準備が必要となります。

⑤ ペットの飼育ルールへの遵守

- 飼い主は、ペットに関するトラブルが起きないように、避難所におけるペットの飼育ルール（例）「ペットの飼い主の皆さんへ」（18 ページ）を参考にし、それぞれの避難所の状況にあったルールを決めて飼育します。
- 飼い主と避難所運営者は定期的に協議し、必要に応じて、地域の実情に合わせてルールの見直しを行います。
- 飼い主は、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、ルールを守って飼育します。

⑥ 飼い主の会（仮称）の立ち上げ・運営



- 飼い主同士の協力体制を築くため、ペットと同行避難した飼い主全員で飼い主の会（仮称）を立ち上げることが望ましいです。
- 飼い主の会（仮称）の中から、避難所運営者との連絡窓口となる代表者数名を選出します。
- 飼い主の会（仮称）は、避難者や飼い主へのルールの周知や情報共有など、飼い主全員が協力してペットの飼育管理が行えるよう活動します。また、活動内容については、ペット同行避難者の受付、ペット一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理、ペット救援物資の搬入や仕分けなどを行います。
- 代表者は、必要に応じて避難所運営本部が開催するミーティングに出席します。
- 飼い主の会（仮称）においても、飼い主同士で情報を共有できるよう、定期的にミーティングを実施します。

⑦ ペットの一時飼育スペースの閉鎖



飼避難所の閉鎖等により、一時飼育スペースが閉鎖される場合は、飼い主が責任をもって一時飼育スペースの清掃及び原状復旧などを行います。

避難所におけるペットの飼育ルール（例）



ペットの飼い主の皆さんへ

避難所等では、下のルールに基づいて、飼い主が責任を持って飼育を行いましょう。



1. ペットの飼育に必要な資材（ケージ、食器、その他の用具）と当面の餌や水は、飼い主がそれぞれ持ち寄ることが原則となります。
2. ペットには首輪をつけ、飼い主とペットの名前と連絡先を書いた名札をつけましょう。ペットに直接つけるのが難しい場合は、ケージ等に貼るなどしましょう。
3. ペットは決められた飼育スペース内にてケージで飼育し、ケージから出す際は必ずリードまたはキャリーバッグを使用しましょう。抱いて移動する場合であってもノーリード厳禁となります。
4. ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。飼い主同士で協力し、助け合いながらペットの体やケージ内、飼育スペースを清潔に保つようにしましょう。
5. 決められた時間に給餌・給水し、食べ残した餌は必ず後始末をしましょう。
6. ペットの排泄は特定の場所で行い、飼い主の責任によりウンチとオシッコの後始末をしましょう。トイレを失敗する場合は、必要に応じてマナーベルトやおむつを使用しましょう。
7. ブラッシングは屋外で行い、極力、被毛が飛散ないように袋に入れて捨てるなど、適切に処理しましょう。
8. 避難所内を清潔に保つため、外から避難所内に入る場合は、ペットの足を拭くようにしましょう。
9. ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合って解決するように努めましょう。
10. 避難生活が長期化する場合、ペットの精神的・身体的負担を減らすため、一時的に親戚や友人に預けるなど、飼育方法を検討しましょう。



避難所等には、動物アレルギーの人や動物が苦手な人もいます。飼い主同士が助け合って、周囲にも配慮を示すことが大切です。



(様式第1号)

同行避難ペット管理簿

施設名（避難所名）：_____

管理責任者（担当者）：_____

NO.	入所日	退所日	飼い主氏名	ペット		
				名前	種類	一時飼育スペース
記入例	○/○	○/○	岸和田 太郎	みかん	(☒ 犬・猫)	体育館の軒下
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	
					(犬・猫)	

1頭（匹・羽）ずつ記載をしてください。

(様式第2号)

同行避難ペット登録票

※複数のペットと同行された人は、1頭（匹・羽）につき1枚ご記入ください。

飼 い 主	氏名	(フリガナ)		
	住所	岸和田市		
	電話番号			
ペ ッ ト	名前			
	種類	犬 ・ 猫 ・ その他 ()		
	犬種・猫種等			
	性別・年齢	男の子 ・ 女の子 (歳)		
	体型・体重	やせ型 ・ 普通 ・ 太め (kg)		
	特徴(毛色等)	毛の色や模様、尻尾の長さ、形、耳の形、目の色、鼻の色などの体の特徴や性格(活発、ふつう、おとなしい)などできるだけ多く記入する。		
	ワクチン接種	接種済(ワクチン名:)・未接種		
	不妊去勢措置	実施済 ・ 未実施		
	犬の場合	犬の登録	有(鑑札:)・無	
		狂犬病予防注射	接種済 ・ 未接種	
	マイクロチップ	有 (番号:) ・ 無		
	かかりつけ病院			
特記事項				

受付窓口記入欄

避難所名		管理簿番号	
入所日	年 月 日	退所日	年 月 日

避難所に関すること

●岸和田市危機管理課

電話番号 072-423-9437

FAX 番号 072-423-6933

飼い犬登録と狂犬病予防注射に関すること

●岸和田市健康推進課予防担当

電話番号 072-423-8811

FAX 番号 072-423-8833

犬・猫などに関すること

●大阪府動物愛護管理センター泉佐野支所

電話番号 072-464-9777

FAX 番号 072-464-9775

●大阪府動物愛護管理センター (アニマルハーモニー大阪)

電話番号 072-958-8212

FAX 番号 072-956-1811